

相模原市新都市農業推進計画（平成16年1月）

I 相模原市新都市農業推進計画策定の考え方

1 背景・目的

- 農家人口や農地の減少、遊休化・荒廃化。一方で、都市農業に対する市民の期待の高まり
- こうした中、関係団体・機関と一丸となった種々の農業振興施策や農地の遊休化・荒廃化対策を実施
- しかし、経済財政状況の悪化と社会経済環境の変化など、その置かれている環境が大きく変化
- こうした中、特区認定により農業への法人・個人の新規参入を促進するための条件整備を実施
- 時代の潮流を見極め、民間活力導入による農業分野の新たな取組みを促進し、地域経済の活性化を図る

2 本市の課題と特性・資源

- 農家人口や農地の減少とともに、工場の移転・縮小、商店街の空き店舗など産業の空洞化
- 市民農園参加者の増大や農業研修参加者の増大など市民の農業への関心の高まり
- 大消費地、多様な販路、多くの大学・研究機関と人材の存在、活発な企業活動など地域ポテンシャルの高さ

3 新たな農業展開による地域活性化の可能性

- 農業と商工業の連携による新たな農業展開の可能性
- 市民の参加による新たな農業展開の可能性



本市の特性・資源と「農」との融合による
新たな地域活性化の可能性

4 新たな農業展開の方向

より多くの市民が農とふれあい、楽しみ、その大切さを理解する場や仕組みづくり
農業者の新たな取組みや個人・法人のアグリビジネス(農業及び関連産業)への参入を促進する場や仕組みづくり

新鮮・安全・安心な食の提供や農とのふれあいなど市民の多様なニーズへの対応
後継者・担い手不足や農地の遊休化・荒廃化など本市農業の課題解決への取組みの加速化
アグリビジネス(農業及び関連産業)の活性化を通じた新たな地域産業の振興

新都市農業の創出

Ⅱ 相模原市新都市農業推進計画の基本方針

1 計画の理念

“市民のいのちと暮らしを支える農業”を市民や商工業との連携により持続発展可能な産業として活性化

2 計画の目標

『新都市農業の創出』～「地産・地発・地工・地消（商）の農業」の実現～

⇒ “地域で生産された農畜産物を地域で開発・加工を行い、地域で販売（商い）・消費する”農業の実現

3 計画の位置づけ・目標年次（計画期間）

- 新都市農業推進計画は 21 世紀総合計画・さがみはら産業振興ビジョンを上位計画とし、民間活力導入の観点から“新たな農業施策”を進めるための実行計画
- 計画の目標年次は平成 22 年、計画期間は平成 16 年度から平成 22 年度までの 7 箇年
- 今後、計画の評価・検証に基づき、農業振興施策全体の必要な見直しを行う

4 計画の実現化の考え方

- ・ 特定地域の基盤整備を前提にした農業公園構想（平成 9 年度策定）から、新たに、市内の農業振興地域全体（13 地区）を『新都市農業公園』とする新たな考え方へ
 - ・ 市域全体で市民や民間主体の「地産・地発・地工・地消（商）」の農業を促進するための仕組みづくりを行う
- ↓
- ・ 『新都市農業公園』は、田名地区(1 地区)を「拠点地区」、他地区(12 地区)は「連携地区」として位置づけ、拠点地区を中心にした農業振興地域全体での「地産・地発・地工・地消（商）」の農業をリード（先導）するための事業を実施

5 計画の実現化の戦略

- 規制緩和・権限移譲・施策の集中などの手法の活用により民間活力の導入を進める
- 市農業協同組合、市農業委員会、商工会議所、SIC など関係団体・機関と一丸となった取組み
- 団塊の世代を中心にした中高年者を消費マーケットや都市農業の担い手の主役として捉えた新たな取組み

Ⅲ 相模原市新都市農業推進計画の事業化の基本的方向

1 活動テーマと導入機能

(活動テーマ)

- ① 『市民への“新鮮・安全・安心”な食の提供』
- ② 『農業・農家とのふれあいの場づくり』
- ③ 『食育・農育の推進と農を通じた伝統文化の再発見』
- ④ 『ふるさとさがみはらの田園風景の復活』
- ⑤ 『地場農産物やその加工食品の生産と販路の拡大』
- ⑥ 『人にやさしい、環境にやさしい農業の推進』

(導入機能)

- ・ 市民の食と農に対する理解の醸成と期待に応える機能 : 「理解」
- ・ 市民の農業への参画、個人や法人の農業分野への新規参入を促進する機能 : 「参加」
- ・ 市民との連携、商工業等の異業種連携、産学連携を促進する機能 : 「連携」

2 事業化の考え方

- 市民参加や民間参入のインセンティブ（誘引、呼び水）とインキュベート（孵化・育成）
- 着手は、小規模なものや「モデル事業」・「実証事業」から始め、段階的かつ柔軟な事業展開
- 参加者・消費者の声や反応の把握と事業の評価・検証による次なる事業展開

3 事業の実施方針

- 田名地区（拠点地区）内における「拠点」事業＝「(仮称) たな四季の里」事業→核となる“アグリセンター事業”
- 拠点地区を中心にした農業振興地域全体での「新都市農業公園促進」事業
- 連携地区における「新都市農業公園連携」事業

4 事業の効果

- 市民にとって…
 - ・ 新鮮、安全、安心な農産物・食の提供や余暇、自己実現、身近な観光、心や体の癒しの場の提供
 - ・ 農地の遊休化、荒廃化の解消による自然景観・環境の保全
 - ・ 新たな雇用の場の創出
- 農業者にとって…
 - ・ 農地の遊休化、荒廃化の解消による耕作、養畜環境の改善と未利用の農地の有効活用
 - ・ 農産物の販路（市場）拡大と後継者へのインセンティブ（誘引、呼び水）
 - ・ 環境にやさしい農業や農畜産物の加工等の高付加価値化による競争力の強化
- 商工業者にとって…
 - ・ アグリビジネスという新分野の出現
 - ・ 地場農畜産物の取扱いや加工食品の開発による新たな事業展開…卸売業・市場・商店（商店街）・運輸業等
 - ・ 農業や食品分野の技術開発による新分野進出…製造業

IV 相模原市新都市農業推進計画の事業化計画

1 事業

新都市農業公園事業	
新都市農業公園拠点事業 「(仮称) たな四季の里」事業	1) アグリセンター事業
	2) 市民ファーマー事業
	3) アグリフェア開催事業
	4) フラワーガーデン事業
	5) マイ・夢果樹園事業
新都市農業公園促進事業	6) バイオマス・フロンティア事業 (資源循環型農業開拓事業)
	7) ヤングファーマー・インキュベート事業 (若手プロ農業者育成事業)
	8) 農業マイスター事業 (農業技術専門指導員登録活用事業)
	9) 商店街さがみはらのめぐみバザール開催事業
	10) アグリテクニカル&メディカル創造事業 (農業新技術開発・医療福祉分野応用事業)
	11) さがみはら田園スクール事業
	12) アグリセラピー事業 (農業の癒し効果活用事業)
新都市農業公園連携事業	13) その他…民間の新たな事業参入の動向に応じて促進

2 事業の推進母体

○新都市農業推進計画の推進母体としての新たな株式会社の設立

(目的): 新たな民間参入を促し、民間の知恵と工夫による取り組みを進めるため、新都市農業推進計画・新都市農業公園事業の推進母体としての法人を新たに設立する。法人の形態は、広い資金調達、有為な人材の確保、市場動向に即応した迅速な意思決定等を図る観点から株式会社とする。

(機能): 『農業版インキュベーションセンター&マーケティング支援センター』…アグリビジネス(農業及び関連産業)に新規参入する個人や法人の発掘と育成、農業版アントレプレナー(起業家教育)による若年者の育成、また、農業分野の経営マネジメントやマーケティング(市場開拓・商品開発・販売促進等)支援など、新都市農業推進計画推進の中心的な役割を担う。

事業の概要

1) 『アグリセンター』事業

「(仮称)たな四季の里」事業

- ・地域の農産物を “見て、触って、感じて、つくって、味わう” 拠点
- ・地場農産物直売機能、地場農産物PR機能、スローフード提供機能、農産物加工体験機能、農業体験・研修機能、農作物栽培相談機能
- ・着手は、テントによる大規模な市^{いち}など段階的に実施

2) 『市民ファーマー』事業

「(仮称)たな四季の里」事業

- ・市民の農業実践の多様なニーズに対応した市民農園及び市民の本格的な農業参入の場の提供
- ・既存の市民農園事業や特区制度によるステップアップ・ファーマー事業を総合的に実施

3) 『アグリフェア開催』事業

「(仮称)たな四季の里」事業

- ・従来から都市公園で実施していた市の農業まつり(地場農産物や特産品の直売、展示、イベント)を田名拠点地区でも開催
- ・農とのふれあいや市民への地場農産物やその加工食品に対する理解の醸成と消費拡大を促す
- ・農地へ足を運んでもらうことにより、農地の荒廃化・遊休化など、農業の課題への関心を高める

4) 『フラワーガーデン』事業

「(仮称)たな四季の里」事業

- ・違反転用などから是正されたにもかかわらず直ちに耕作地としての利用が困難な農地について、荒廃化に戻さない段階的な措置として、草花を植えることによって農地の修景を図る
- ・荒廃化、遊休化した農地の現状に対する市民の理解を促し、農地活用の機運を高め、将来的に耕作地としての復元につなげる

5) 『マイ・夢果樹園』事業

「(仮称)たな四季の里」事業

- ・遊休化した農地を活用した参加型の果樹オーナー制度
- ・都市住民が果樹の手入れから収穫を体験することにより、農とのふれあいや農業への理解を深める。更に、実績や希望に応じて、直売所での販売等へもつなげ、市民の新たな農業参入の契機とする

6) 『バイオマス・フロンティア』事業 (資源循環型農業開拓事業)

市域全体で事業展開

- ・給食の食品残渣の飼料化を進め、畜産(養豚)分野での資源循環型「ビジネスモデル」を構築する
- ・これにより、他と差別化した「(仮称)さがみはらグリーン豚」といったブランド豚肉の開発による新たなマーケットの開拓と当該事業を通じた小学校等での食育・農育の推進を目指す

7) 『ヤングファーマー・インキュベート』事業 (若手プロ農業者育成事業)

市域全体で事業展開

- ・ 農業分野に果敢にチャレンジする若者の掘り起こしを行い、農業技術と経営感覚に優れた農業者（プロの農家）として育成する
- ・ 農業高校や農業大学の在学学生に対するインターンシップ、更には、それらの卒業生に対し、農業技術・経営に関する実践的な研修を行い、特区制度による参入法人又は農業生産法人への就農（雇用）や農業経営者としての自立を促進する

8) 『農業マイスター』事業 (農業技術専門指導者登録活用事業)

市域全体で事業展開

- ・ 経験豊富で確かな技術を持つ農業者（個人）を「農業マイスター」として市全体で顕彰し、その経験と技術を広く市民へ広め、次世代へ伝承していく
- ・ 有償で市民農園・体験農業における指導員や相談員を務める

9) 『商店街さがみはらのめぐみバザール開催』事業

市域全体で事業展開

- ・ 各商店街、農業者、流通事業者、運輸事業者が連携して商店街の空き店舗や空きスペースで地場の農産物や特産品の市（直売）を開催
- ・ 希望する市民全員が地場農産物を手軽に入手できるような機会を拡大し、併せて商店街の空き店舗対策を図る

10) 『アグリ・テクニカル&メディカル創造』事業 (農業新技術開発・医療福祉分野応用事業) 市域全体で事業展開

- ・ 農業者・民間企業・大学研究機関の連携により、IT農業技術、新たな栽培・飼育方法、高付加価値型の加工食品等、新たな技術、商品の研究・開発、また、アグリ・セラピー（農業療法）等、保健福祉分野での農業の応用など、新たなアグリビジネスの創出を目指す
- ・ ニーズとシーズの掘り起こしや共同研究開発計画策定のためのコーディネート・アドバイス等を行い、農業及び農業関連分野の新製品や新技術の研究開発活動につなげる

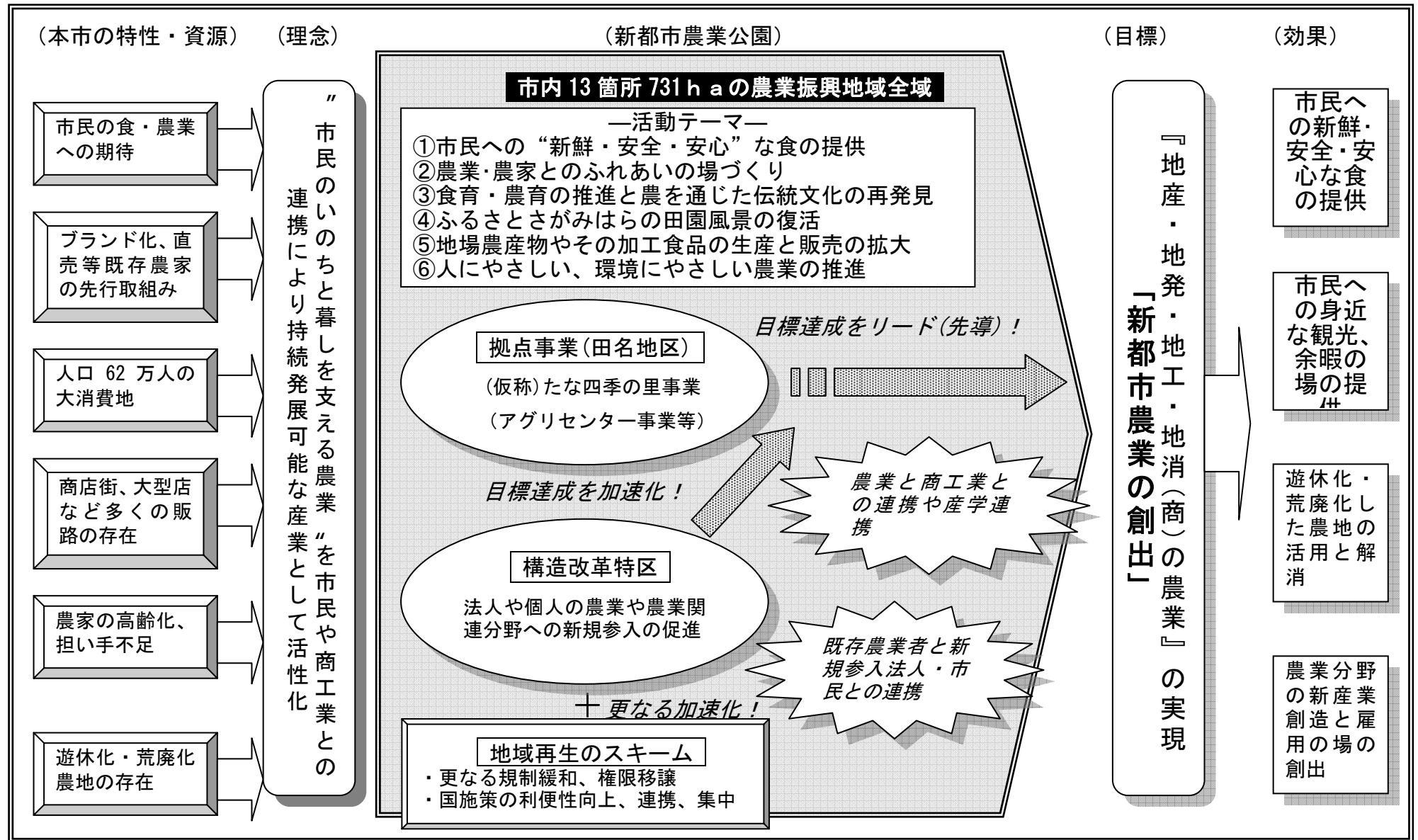
11) 『さがみはら田園スクール』事業 市域全体で事業展開

- ・ 最新ハイテク農業施設の見学から親子参加型の農業・加工・農村生活の体験研修まで、幅広い農業分野の研修を実施する。
- ・ 講師は、若手農業者、農業分野のベンチャー企業の経営者、農産物加工食品づくりの達人等
- ・ 次代を担う子どもたちへ食や健康・環境やアグリビジネスに対する興味と理解の醸成を促す

12) 『アグリセラピー』事業 (農業の癒し効果活用事業) 市域全体で事業展開

- ・ 社会福祉法人や医療法人が農地の権利を取得し、入所・通所者等の農業体験の場づくりを行う。また、広く、市民の健康づくり運動への活用を進める
- ・ 農業と保健福祉との連携による農業による癒やし効果を活用した心と体の健康づくりを行うアグリ・セラピーを促進する

参考図：『相模原市新都市農業推進計画の考え方-1』



参考図：『相模原市新都市農業推進計画の考え方-2』

市内 13 箇所 731ha の農業振興地域全体「新都市農業公園」とする考え方を導入し、
市域全体で地産・地発・地工・地消(商)の農業を展開する仕組みづくり

—事業方針—

- 基盤整備中心から農業・農家と市民とのふれあいや農業と商工業の連携など機能重視の仕組みづくりへ
- 農家と市民（消費者・農業への参画者）との交流を通じた新たな可能性を探り、インキュベート（孵化・育成）させる試み・実験の場
- 既存農家の新たな取組みや法人・個人の農業への参入状況に応じた段階的かつ柔軟な事業展開
- 田名地区における拠点事業は、機能や仕組みを分かりやすく内外に発信し、市内 13 地区の農業振興地域全体で新都市農業公園の実現化をリード（先導）する役割

拠点地区（田名地区）以外の
12 地区について

拠点地区に対する連携地区として、既存農家の新たな取組みや参入する法人・個人の動向に応じた機能や事業を構築する。

（例）

- 生産機能
- 営農機能（営農センター）
- 研究機能
- 観光機能
- 食育・農育機能

—13 地区全体をリード（先導）する役割—

（例）

- 農業・農家とのふれあい機能
- 食・農業情報発信機能
- 販路拡大機能

